

○九州地方整備局告示第百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年12月13日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

第1 起業者の名称 佐賀県

第2 事業の種類 二級河川玉島川水系横田川改修工事（佐賀県唐津市浜玉町横田上字江川地内から同市浜玉町横田上字常松地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県唐津市浜玉町横田上字江川、字高虹及び字常松地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「二級河川玉島川水系横田川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県唐津市浜玉町横田上字江川地内から同市浜玉町横田上字持安地内までの延長1,010mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である佐賀県は、既に本件事業を開始していること、二級河川玉島川水系横田川（以下「横田川」という。）は、河川法第5条第1項の規定に基づく二級河川であり、また、同法第10条第1項の規定により佐賀県知事が河川管理者であることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

横田川は、その源を佐賀県唐津市浜玉町東山田地内に発し、支川である野田川を合わせながら、二級河川玉島川水系玉島川に合流する河川である。

横田川は、沿川に西九州自動車道、一般国道 202 号及び JR 筑肥線等の基幹交通施設が存してるとともに、住宅開発に伴い人口、世帯数が増加傾向にあるなど、社会経済上重要な地域を貫流している。

しかしながら、横田川流域は、温暖多雨な気候帯に属しているため、梅雨前線や台風の影響を受けやすい地域であるとともに、河道幅が狭小なことから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。特に、平成 3 年 9 月の台風においては、連続雨量 175mm、時間最大雨量 82mm を記録し、浸水面積 100ha、床下浸水 11 戸の被害が発生した。

玉島川水系の治水事業は、昭和 47 年 7 月の水害を契機に、本川玉島川より着手し、平成 12 年 10 月に策定された「玉島川水系河川整備基本方針」に沿って、平成 13 年 1 月に策定された「玉島川水系河川整備計画」に基づき、年超過確率 1/30 規模の降雨に対し、主要地点の唐人川橋における計画高水流量 90 m³/秒を安全に流下させることを目標として、河道拡幅、河床掘削による河道の整備が順次実施されているところである。

本件事業は、河道幅が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を解消し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、越水による浸水被害を防ぐとともに、地域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は工事の実施に当たり、低騒音・低振動型建設機械を使用するほか、必要に応じて汚濁拡散防止フェンス等水質汚濁防止対策を実施し、周辺の生活環境に配慮することとしている。

また、起業者が平成 31 年 3 月に同法等に準じて任意で実施した環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧 II 類として掲載されているコガタノゲンゴロウ、準絶滅危惧種として掲載されているハイタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、佐賀県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコササキビ、コガマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微である

とされている。加えて、起業者は、これらの重要な種へ与える影響を低減させるため、必要な環境配慮を講ずることとしている。なお、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の解消を図ることを目的として河川改修を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請のあった河床掘削及び河道拡幅案（以下「申請案」という。）と、河道拡幅案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、河床を掘削することから、環境に与える影響は大きいものの、必要な措置を講ずることで影響を最小限に抑えられること、取得必要面積が少ないこと、法面工が小規模となること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を解消し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、沿川の自治体の長である唐津市長から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県唐津市役所